

「2025 年日本国際博覧会 営業基本計画策定業務」

公募要領

1. 業務の趣旨・目的

2025 年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）の開催に向け、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、万博の会場整備や運営等の検討を進めており、2020 年 12 月には、オンライン開催された博覧会国際事務局（BIE）総会で、万博の登録申請が承認された。さらに、万博開催に必要な事業の方針、計画をまとめた「2025 年日本国際博覧会基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定した。

本業務は、万博における営業施設のあり方の検討に必要な調査を行い、基本コンセプトの策定、営業施設ごとの適切な業種・業態の構成、規模・配置の検討、売上規模・事業収支の検証を行い来場者満足、出店者利益、集客動員の最大化を図る営業施設の実現を目的とする。

なお、業務実施にあたっては、登録申請書及び基本計画の内容を踏まえるとともに、BIE の規定等の要件を満たし、各専門分野の知見を十分に反映しながら進めること。

2. 業務の名称

2025 年日本国際博覧会 営業基本計画策定業務

3. 業務の概要

別添「2025 年日本国際博覧会 営業基本計画策定業務 仕様書」のとおり

4. 委託上限額

22,000 千円（税込）

5. スケジュール

2021 年 1 月 8 日（金）	公募開始
2021 年 2 月 3 日（水）	提案書類提出締め切り
2021 年 2 月上旬	評価委員会
2021 年 2 月中旬	契約締結
2021 年 6 月末日	中間報告
2022 年 2 月末日頃	業務終了（報告書提出）

6. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していればよい。）なお、各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 次に掲げるいずれかの業務を履行した実績があること。
 - ① 国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係る営業基本計画策定業務又はこれに類似する業務を履行した実績がある法人又は共同企業体であること。
 - ② 地方博覧会に係る営業基本計画策定業務又はこれに類似する業務を履行した実績がある法人又は共同企業体であること。
 - ③ 大規模営業施設の営業基本計画策定業務又はこれに類似する業務を履行した実績がある法人又は共同企業体であること。
- (6) 共同企業体に係る事項
 - ① 業務形態
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。
 - ② 代表者要件
代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

7. 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。

上記「6.公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

- (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付
 - ① 配布期間
2021 年 1 月 8 日（金）から 2 月 3 日（水）まで
 - ② 配布方法
協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）
<https://www.expo2025.or.jp/>
 - ③ 応募書類の受付期間
2021 年 1 月 27 日（水）10 時から 2 月 3 日（水）17 時まで
（※土曜日及び日曜日を除く。10 時から 17 時 ※12 時から 13 時を除く）
 - ④ 受付場所
公益社団法人 2 0 2 5 年日本国際博覧会協会 企画局 運営計画部 会場運営計画課

(担当：八代田、中西)

住所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階(受付)

電話番号：06-6625-8662

⑤ 提出方法

上記受付場所に持参、もしくは郵送により提出すること。

※郵送は、2021年2月3日(水)までの消印があるものを有効とする。

また、郵送による提出の際は、郵送と併せて必ず受付期間中に電子メールで応募書類のデータを送信すること。(送信先：eigyokeikaku@expo2025.or.jp)

電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

⑥ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

(特に、企画提案に係る書類は、仕様書Ⅱ(3)「企画提案書の作成について」の規定に留意して作成すること。)

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書(様式1：原本1部)

イ 企画提案書等(仕様書Ⅱ(3)：①から③の書類：原本1部、副本10部)

ウ 応募金額提案書(様式2：原本1部、副本10部)

エ 事業実績申告書(様式3：原本1部、副本10部)

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式4：原本1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式5：原本1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式6：原本1部)

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類(契約候補者のみ提出)】

キ 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

ク ①法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出すること。

・発行日から3カ月以内のもの。

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出すること。

- ・発行日から3カ月以内のもの。
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの。
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。

ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書

サ 使用印鑑届（様式7：原本1部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

- ① 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- ② 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。
応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出も行うこと。
- ③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
 <記入例>「2025年日本国際博覧会 営業基本計画策定業務」
 提案書 株式会社〇〇（法人名）
- ④ 書類提出後の差し替えは認めない。（協会が補正等を求める場合を除く。）
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

8. 説明会

実施しない。

9. 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2021年1月19日（火）17時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：eigyokeikaku@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025年日本国際博覧会 営業基本計画策定業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式8）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

① 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から17時まで ※12時から13時を除く

② 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 営業基本計画策定業務企画提案公募について】に掲載する。（<https://www.expo2025.or.jp/>）

10. 審査の方法

(1) 審査方法

- ① (2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。
- ② 審査は、書類審査にて行う。
- ③ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しない。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ④ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

No	審査項目	審査内容	配点
1	提案者実績	○同種業務、または類似業務の実績	5点
2	業務実施体制	○総括責任者及び担当者の主な実績等 ○各業務に対する取り組み体制 ○工程を明確化するとともに、各工程に対する具体的な実施スケジュールが適切に示されているか。	15点
3	営業施設の基本定義・基本方針の策定	○営業施設の基本定義について、検討方法が適切に示されているか。 ○営業施設の基本方針について、検討方法が適切に示されているか。 ○前例にとらわれない営業施設の検討方法が示されているか。	15点
4	テーマ展開案の策定	○万博に相応しいテーマ展開の検討方法が適切に示されているか。 ○具体的なテーマ展開の検討方法が示されているか。	10点
5	営業基本計画の策定	○ゾーニングの検討方法が適切に示されているか。 ○OMD（マーチャンダイジング）の検討方法が適切に示されているか。 ○施設種別ごとに施設規模等の検証方法が適切に示されているか。	15点
6	出店者募集計画	○万博における出店者募集の考え方が適切に示されているか。 ○先進的な出店者募集の考え方が示されているか。	10点
7	売上規模の検証 事業費・事業収支の 検証	○出店構造、施設種別ごとの売り上げ予測の検討方法が適切に示されているか。 ○事業費・事業収支の算出方法が適切に示されているか。 ○ロイヤリティの設定に繋がる根拠の伴う検討方法が提示されているか。	15点
8	業務の理解度	○事業目的等を正しく理解した上での提案になっているか。	5点
9	価格点	○価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10点
	合計		100点

(3) 審査結果

- ① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下のアからカの項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 営業基本計画策定業務の企画提案公募について】において公表する。
応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

ア 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

イ 全提案者の名称

ウ 全提案者の評価点

エ 最優秀提案者の選定理由

オ 評価委員会委員の氏名及び選任理由

カ その他

(最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11. 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。

(2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

(7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ③ 契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ④ 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

12.その他

応募提案にあたっては、公募要領、仕様書を熟読し遵守すること。